



○ 地方独立行政法人法（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があるとき、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の報告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による報告をした場合）については、その通知に係る事項及びその報告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書）

第29条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後3月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

（財務諸表等）

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間一般の閲覧に供しなければならない。

地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方（案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
平成 22 年 月 日 決定

地方独立行政法人法第 28 条及び第 30 条の規定に基づいて地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の考え方に基づくものとする。

1. 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することとする。
- (2) 評価の結果は、県民に分かりやすく中期目標の達成に向けた法人の取組状況や達成状況を示すこととする。
- (3) 評価に当たっては、業務の質の向上等の特色ある取り組みや様々な工夫を特に積極的に評価することとする。
- (4) 評価の方法は、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。
- (5) 法人の業務運営のあり方が、一層適切なものとなるよう、必要に応じて計画等の見直しについて意見を提出することとする。

2. 評価の種類

- (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）
年度評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。
なお、各事業年度の半期時点において、年度計画の進捗や収支の状況を把握し、年度計画の達成状況を確認する。
- (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）
中期目標期間評価は、中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。
なお、中期目標の達成状況を目標期間途中で確認し、その進捗を促すとともに、達成状況を次期中期目標に反映させるため、3 年経過時点で暫定的な評価を行う。

3. 評価の方法

- (1) 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時及び中期目標期間中途に実施する「中期目標期間評価」とも、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画及び中期計画の項目ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに評価委員会が評価を行う。「項目別評価」は、S・A～Dの5段階で評価を行う。
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況、中期目標の全体的な達成状況について総合的に評価する。
- (4) 「年度評価」及び「中期目標期間評価」に係る評価基準等は、別に定める。

4. 評価の進め方

- (1) 報告書の提出
法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後 3 ヶ月以内に、自己評価を含む当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。
- (2) 評価の実施
評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、総合的な評価を行う。
(3) 意見申立て機会の付与
評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立て機会の付与をする。
- (4) 評価結果の公表
評価委員会は、評価結果を確定した際には、結果を法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。

5. その他

この「基本的な考え方」については、評価委員会で協議し、改正することができる。

評価の基本的な考え方

	山梨県立病院機構（案） 地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な 考え方	大阪府立病院機構（H18.4 独法化） 大阪府地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について	秋田県立病院機構（H21.4 独法化） 秋田県地方独立行政法人の業務実績に係る評価基本方 針
表題			
前文	<p>地方独立行政法人法第28条及び第30条の規定に基づいて地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の考え方に基づくものとする。</p>	<p>大阪府立地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、地方独立行政法人（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の考え方に基づくものとする。 年度評価については、この「基本的な考え方」のほか、各法人の「年度評価の考え方」に基づき実施する。</p>	<p>秋田県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において知事所管の地方独立行政法人（以下「法人」という。）の評価を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。</p>

基本方針	山梨県立病院機構（案）	大阪府立病院機構（H18.4 独法化）	秋田県立病院機構（H21.4 独法化）
<p>1. 評価の基本方針</p> <p>(1) 評価の目的は、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することとする。</p> <p>(2) 評価の結果は、県民にわかりやすく中期目標の達成に向けた法人の取組状況や達成状況を示すこととする。</p> <p>(3) 評価に当たっては、業務の質の向上等の特色ある取り組みや様々な工夫を特に積極的に評価することとする。</p> <p>(4) 評価の方法は、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。</p> <p>(5) 法人の業務運営のあり方が、一層適切なものとなるよう、必要に応じて計画等の見直しについて意見を提出することとする。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。</p> <p>(2) 府民への説明責任を果たす観点から、評価を通して中期目標及び中期計画の達成状況や実施状況を分かりやすく示す。</p> <p>(3) 中期目標、中期計画について一層適切なものとなるよう必要に応じて見直しを求めめる。</p> <p>(4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直す</p>	<p>1 評価の趣旨</p> <p>(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）</p> <p>各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。</p> <p>(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）</p> <p>中期目標期間終了時において、中期目標に掲げた各項目の達成状況について評価を行い、組織及び業務全般の見直しや時期の中期目標・中期計画の検討に資する。</p> <p>2 評価の基本的な考え方</p> <p>(1) 事業年度評価</p> <p>① 中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。</p> <p>② 中期計画の実施状況を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。</p> <p>③ 必要に応じて、中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、見直し、修正を求めめる。</p> <p>(2) 中期目標期間評価</p> <p>① 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。</p> <p>② 中期目標の達成状況等を踏まえ、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。</p> <p>③ 組織及び業務全般にわたる見直しについて検討するとともに、必要に応じて、次期中期目標期間の業務実施に当たって留意すべき点等について、知事に意見を述べる。</p>	

評価種類	山梨県立病院機構（案）	大阪府立病院機構（H18.4 独法化）	秋田県立病院機構（H21.4 独法化）
<p>2. 評価の種類</p> <p>(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）</p> <p>年度評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。</p> <p>なお、各事業年度の半期時点において、年度計画の進捗や収支の状況を把握し、年度計画の達成状況を確認する。</p> <p>(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）</p> <p>中期目標期間評価は、中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。</p> <p>なお、中期目標の達成状況を目標期間途中で確認し、その進捗を促すとともに、達成状況を次期中期目標に反映させるため、3年経過時点で暫定的な評価を行う。</p>	<p>※「2 評価方法」に規定</p>	<p>※「1 評価の趣旨」に規定</p>	<p>※「1 評価の趣旨」に規定</p>

評価方法	山梨県立病院機構（案）	大阪府立病院機構（H18.4 独法化）	秋田県立病院機構（H21.4 独法化）
<p>3. 評価の方法</p> <p>(1) 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間中途に実施する「中期目標期間評価」とも、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p>(2) 「項目別評価」は、年度計画及び中期計画の項目ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに評価委員会が評価を行う。「項目別評価」は、S・A～Dの5段階で評価を行う。</p> <p>(3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況、中期目標の全体的な達成状況について総合的に評価する。</p> <p>(4) 「年度評価」及び「中期目標期間評価」に係る評価基準等は、別に定める。</p>	<p>2 評価方法</p> <p>評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p>(1) 年度評価 中期計画及びそれぞれに基づき年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。</p> <p>①項目別評価（小項目評価） 法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに評価委員会において、検証・評価または進捗状況の確認を行う。法人の自己評価及び評価委員会における評価は、I～Vの5段階で行う。</p> <p>②項目別評価（大項目評価） 小項目評価の結果及び特記事項の記載をもとにS・A～Dの5段階による評価を行う。</p> <p>③全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により総合的な評価を行う。</p> <p>(2) 中期目標期間評価 中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。</p> <p>①項目別評価（大項目評価） 各事業年度の評価結果を踏まえつつ、当該期間における中期目標の達成状況を調査分析し、その結果を考慮して、次のとおりS・A～Dの5段階による評価を行う。</p> <p>S：特筆すべき達成状況 A：目標どおり達成 B：おおむね目標どおり達成 C：目標を十分には達成できていない D：目標をまったく達成できていない</p>	<p>3 評価の方法</p> <p>法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、事業年度評価においては、中期計画に定められた各項目の毎事業年度の実施状況を、中期目標期間評価においては、中期目標及び中期計画に定められた各項目についての達成度を、それぞれ確認するとともに（項目別評価）、項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価（全体評価）を行う。</p> <p>(1) 事業年度評価 (4) 項目別評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に当たっては、事業の達成度と業績の内容を総合的に勘案して行う。 ・中期計画の各項目ごとに次の5段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> S：特に優れた実績を上げている。 A：年度計画を順調に実施している。 B：年度計画を概ね順調に実施している。 C：年度計画を十分に達成できていない。 D：業務の大幅な改善が必要である。 ・評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。 <p>(4) 全体評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目別評価の結果等を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。 <p>(2) 中期目標期間評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に当たっては、事業の達成度と業績の内容を総合的に勘案して行う。 ・中期計画の各項目ごとに次の5段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> S：特に優れた実績を上げている。 A：中期目標を順調に十分に達成している。 B：中期目標を概ね達成している。 C：中期目標は十分に達成できていない。 D：業務の大幅な改善が必要である。 	

評価方法 (つづき)	山梨県立病院機構(案)	大阪府立病院機構(H18.4 独法化)	秋田県立病院機構(H21.4 独法化)
(評価結果の活用)		<p>②全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務全体について、記述式により総合的な評価を行う。</p> <p>③公立大学法人の評価 公立大学法人の中期目標期間評価に当たっては、認証評価機関の評価結果を踏まえる。</p> <p>3 評価結果の活用</p> <p>(1) 法人は評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組む。</p> <p>(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用する。</p> <p>(3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえる。</p>	<p>(甲)全体評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価の結果等を踏まえ、事業活動全般、業務運営(財務、人事等)などの法人の業務全般にわたる横断的な観点から、法人の業務の実績について評価する。 次期中期目標期間の業務実施に当たって、法人の組織、業務等のあり方について、業務の必要性等の観点からも評価する。

	山梨県立病院機構（案）	大阪府立病院機構（H18.4 独法化）	秋田県立病院機構（H21.4 独法化）
評価の進め方	<p>4. 評価の進め方</p> <p>(1) 報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3ヶ月以内に、自己評価を含む当該機関における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。</p> <p>(2) 評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、総合的な評価を行う。</p> <p>(3) 意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立て機会を付与する。</p> <p>(4) 評価結果の公表 評価委員会は、評価結果を確定した際には、結果を法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。</p>	<p>4 評価の進め方</p> <p>(1) 報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該機関における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。</p> <p>(2) 評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評定を行う。評価結果は知事が9月定例府議会に報告できるようにする。</p> <p>(3) 意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。</p>	<p>4 事業年度評価の具体的な実施方法</p> <p>(1) 各法人は、毎年6月末までに財務諸表、事業報告書等を知事に提出する。</p> <p>(2) 提出された上記報告書等をもとに評価委員会が評価するに当たっては、法人からその業務の実績、自己点検等について、ヒアリングを実施する。</p> <p>(3) 評価委員会は毎年8月末に評価結果を決定する。</p>
その他	<p>5. その他 この「基本的な考え方」については、評価委員会で協議し、改正することができる</p>	<p>5 目標・計画を策定する際の留意点 目標・計画を策定する際、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。</p>	<p>5 その他 個別の評価基準については別に定めるものとする。 なお、基本方針については、事業年度評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議を経て見直すことができるものとする。</p>

